

議案第49号

京都地方税機構規約の変更について

地方自治法第291条の3第1項及び第291条の11の規定により、京都地方税機構規約の一部を次のとおり変更することについて、議会の議決を求める。

令和8年6月2日提出

南丹市長 西村 好高

京都地方税機構規約の一部を改正する規約

京都地方税機構規約（平成21年6月南丹市議会定例会議決）の一部を次のように改正する。

現行	改正後（案）
<p>(広域連合の処理する事務)</p> <p>第4条 広域連合は、次に掲げる事務を処理する。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 地方税法に基づき構成団体が賦課徴収すべき自動車税並びに軽自動車税の環境性能割及び軽自動車税の種別割（同法第442条第5号に規定する軽自動車又は同条第7号に規定する二輪の小型自動車に係るものに限る。以下同じ。）に係る申告書等の受付、税額の算定（<u>自動車税の環境性能割、証紙徴収の方法</u>によって徴収する自動車税の種別割又は<u>軽自動車税の環境性能割</u>に係るものに限る。）、</p>	<p>(広域連合の処理する事務)</p> <p>第4条 広域連合は、次に掲げる事務を処理する。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 地方税法に基づき構成団体が賦課徴収すべき自動車税_____及び軽自動車税_____（同法第442条第3号に規定する軽自動車又は同条第5号に規定する二輪の小型自動車に係るものに限る。以下同じ。）に係る申告書等の受付、税額の算定（_____証紙徴収の方法によって徴収する自動車税_____に係るものに限る。）、</p>

<p>調査、データの作成（軽自動車税の種別割に係るものに限る。）及びこれらに関連する事務  (3)～(7) (略)</p>	<p>調査、データの作成（軽自動車税_____に係るものに限る。）及びこれらに関連する事務  (3)～(7) (略)</p>
---	--

備考 改正部分は、下線の部分である。

## 附 則

(施行期日)

- 1 この規約は、総務大臣の許可の日から施行する。

(経過措置)

- 2 令和8年4月1日以前の自動車の取得に対して課する自動車税の環境性能割及び令和7年度以前の年度分の自動車税の種別割に係る申告書等の受付、税額の算定、調査及びこれらに関連する事務の処理については、なお従前の例による。
- 3 令和8年4月1日以前の軽自動車の取得に対して課する軽自動車税の環境性能割及び令和7年度以前の年度分の軽自動車税の種別割に係る申告書等の受付、税額の算定、調査、データの作成及びこれらに関連する事務の処理については、なお従前の例による。